

(参考様式3)

会 議 録 《概要版》

会議の名称	令和2年度第1回東村山市子ども・子育て会議				
開催日時	令和3年1月27日(水) 午後2時00分～3時00分				
開催場所	東村山市市民ステーションサンパルネ コンベンションホール				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 河津会長、井原職務代理、佐藤委員、十時委員、横須賀委員、村野委員、野澤委員、當麻委員、千葉委員、坂本委員、谷口委員、山口委員</p> <p>(市事務局) 瀬川子ども家庭部長 谷村子ども家庭次長 【子ども政策課】浅野井課長、上野主査、青柳主事</p> <p>●欠席者：</p> <p>(委員) 牧野委員、富田委員、大滝委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	1名
会議次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 事務連絡</p> <p>3. 審議</p> <p>(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定について</p> <p>(2) 家庭的保育事業等の認可及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について</p> <p>(3) 子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について</p> <p>4. 報告</p> <p>(1) 特定教育・保育施設の利用定員の変更について</p> <p>(2) 特定地域型保育事業の利用定員の変更について</p> <p>5. 閉会</p>				
問い合わせ先	担当	子ども家庭部子ども政策課			
	電話番号	042-393-5111 (内線3201)			
	ファックス番号	042-394-7399			
会 議 経 過					
<p>1. 開会</p> <p>2. 事務連絡</p> <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍を踏まえた会議開催方法の検討経過、コロナ禍における当市の子育て施策の実施状況等について概要説明 ・委員の交代について案内(佐藤由香委員から、大滝朱美委員へ委員交代) ・会議の成立確認 					

・会議の公開方法(別室でのリモート傍聴の実施)について留意事項説明

3. 審議

(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定について

【事務局説明概要】

令和3年4月1日より認可保育所への移行を予定しているソラスト東村山について、資料1-1(参考:資料1-2、1-3)を用いて以下のポイントを説明。

- ・平成23年4月より当市で認証保育所として運営をしてきたソラスト東村山の認可移行に伴い、新たに利用定員の設定を行うものであること。
- ・現在利用している児童全てを引き続き次年度以降も受け入れることが可能な定員設定となっていること。

【委員間討議概要】

承認とする。

(2) 家庭的保育事業等の認可及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について

【事務局説明概要】

令和2年4月1日現在の保育所等の入所申込状況等に鑑み令和3年4月1日の開所を予定している2事業について、資料2-1、3-1、4(参考:資料2-2、3-2)を用いて以下のポイントを説明。

① キッズフィールド久米川園

- ・認可定員は19人に設定されており、また、利用定員は認可定員と同数であること。
- ・職員構成、施設設備いずれも認可基準を満たしており、屋外遊技場は代替園庭が設定されている等、認可に必要な設備等が予定されていること。
- ・当該事業者が既に運営を行っている練馬区の保育施設の見学を通じて、安定した保育運営が担保されていると考えられること。

② クレイドルの保育園 こどもと私 東村山

- ・認可定員は19人に設定されており、また、利用定員は認可定員と同数であること。
- ・職員構成、施設設備いずれも認可基準を満たしており、屋外遊技場は代替園庭が設定されている等、認可に必要な設備等が予定されていること。
- ・当該事業者は、目黒区で運営を行っている企業主導型保育事業のほか、当市内でも既に小規模保育施設の運営実績があり、これらに鑑みれば安定した保育運営が担保されていると考えられること。

【委員間討議概要】

承認とする。

(3) 子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について

【事務局説明概要】

令和元年度版進捗状況報告書案について、資料5(参考:資料6、6別紙、7)を用いて以下のポイントを説明。

- ・「令和元年度版進捗状況報告書」は、令和2年度より実施している「第2期東村山市子ども・子育て支援事業計画」への橋渡しとしての意味合いを持つものである。
- ・この報告書に関する点検・評価に際し、感染症拡大防止の観点から、可能な限り会議開

催時の審議を円滑かつコンパクトに進めるため、事前に書面による意見募集及び意見共有を複数回丁寧に実施させていただいた。

- ・報告書案は、こうした事前の意見募集等の内容が反映されているものとなっている。なお、利用者支援事業の確保方策に対する確保実績の過不足については、資料上、これまで審議・承認されてきた報告書と同様の記載とさせていただいているが、事前の意見募集において他の記載案も出てきているため、この点、ご議論いただきたい。

【委員間討議概要】

- ・P. 10 の利用者支援事業の確保方策に対する確保実績の過不足について、市民にとっての分かりやすさを考慮し、他のページの表と合わせる意味でも、確保方策1に対して、確保実績が2なのであれば、過不足は1と記載するものとする。
- ・子育て世代包括支援センターの訪問事業には、母子保健法に基づく「妊産婦訪問」、「訪問型産前・産後サポート事業(ゆりかご訪問)」、「新生児訪問」、児童福祉法に基づく「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」、本市独自の「すくすく訪問事業」があり、それぞれの違いが分かりづらい部分もあるが、本市は非常によくやっていると思う。
- ・P. 32 相談支援の充実について、事前の意見募集では出していなかったが、相談件数の内訳が分かれば後日教えていただきたい。
- ・P. 35 放課後子ども総合プランの取り組みについて、令和2年度より新規実施を予定していた放課後子ども教室2校の進捗状況はどうなっているか。
⇒(事務局)所管である社会教育課からは、新規実施予定の2校は、令和2年4月からの実施に向けて準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、現状、この2校も含めた放課後子ども教室を実施している全6校で事業を一時休止している状況であると聞いている。

4. 報告

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の変更について(資料8)
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の変更について(資料9)

5. 閉会